

別表(第2条関係) 抜粋

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
5 岐阜県屋外広告物条例(昭和39年岐阜県条例第47号。以下この部において「条例」という。)の施行に関する事務	1 条例第7条、条例第8条第4項若しくは条例第12条第1項に規定する許可又は条例第11条第2項に規定する許可の有効期間の更新(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を除く。以下「屋外広告物許可」という。)の申請に対する審査(広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件であってネオンサインその他の電飾設備を有しないものに限る。)	広告板等許可申請手数料	広告表示面積 5平方メートル 又は5平方メートル未満の 端数につき	許可の有効期間(以下「許可期間」という。)が1年以下のものにあつては900円、許可期間が1年を超え2年以下のものにあつては1,520円、許可期間が2年を超えるものにあつては2,240円
	2 屋外広告物許可の申請に対する審査(広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件であってネオンサインその他の電飾設備を有するものに限る。)	広告板等許可申請手数料	広告表示面積 5平方メートル 又は5平方メートル未満の 端数につき	許可期間が1年以下のものにあつては1,200円、許可期間が1年を超え2年以下のものにあつては2,090円、許可期間が2年を超えるものにあつては3,080円
	3 屋外広告物許可の申請に対する審査(電柱又は街灯柱を利用する広告物に係るものに限る。)	電柱等利用広告物許可申請手数料	1個につき	300
	4 屋外広告物許可の申請に対する審査(立看板に係るものに限る。)	立看板許可申請手数料	1枚につき	200
	5 屋外広告物許可の申請に対する審査(はり紙に係るものに限る。)	はり紙許可申請手数料	100枚又は100枚未満の端数につき	400
	6 屋外広告物許可の申請に対する審査(はり札に係るものに限る。)	はり札許可申請手数料	1枚につき	80
	7 屋外広告物許可の申請に対する審査(広告幕又は広告網に係るものに限る。)	広告幕等許可申請手数料	1枚につき	300
	8 屋外広告物許可の申請に対する審査(アドバルーンに係るものに限る。)	アドバルーン許可申請手数料	1個につき	600
	9 屋外広告物許可の申請に対する審査(1から8までに掲げるものを除く。)	その他屋外広告物許可申請手数料	1個につき	300